

平成 25 年度 第 6 回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

日 時 平成 26 年 2 月 20 日 (木)
午後 4 時 30 分 ~

会 場 宇都宮市役所 14 階
14 A 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第 1 号 国民健康保険税の税率改定状況について
- ・報告第 2 号 国保アクションプラン 25 の取組状況と
国保アクションプラン 26 の主な取組(案)について
- ・報告第 3 号 平成 26 年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)の
概要について

(2) そ の 他

3 その他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	福田 久美子	市議会議員
	山本 正人	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部 理事
	鹿野 順子	〃 女性部 理事
	吉田 利夫	市農業委員会 市長職務代理者
	山角 庸岐	公募委員
	吉澤 勝	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	荒木 英知	市議会議員
	金沢 力	〃
	◎塚田 典功	〃
	○岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 教員専任講師
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局 会長
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事務局名簿

氏名	役職
川中子 武保	保健福祉部長
須藤 浩二	保健福祉部次長
小久保 雅司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
森岡 安夫	保健福祉部保険年金課長 1
大野 貴司	保健福祉部保険年金課長補佐
野沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐藤 雅俊	保険年金課国保給付グループ係長
高栖 守能	保険年金課国保税グループ係長
阿部 宏之	保険年金課収納グループ係長
中村 正基	保険年金課滞納整理グループ係長
高橋 善行	保険年金課管理グループ総括主査 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高橋 英之	保険年金課国保税グループ総括主査
古川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
福富 政男	保険年金課滞納整理グループ総括主査
川俣 浩	保健福祉部健康増進課長
岡田 美穂子	健康増進課健康診査グループ係長

1 書記長

2 書記

報告第1号

国民健康保険税の税率改定状況について

1 国民健康保険税条例の改正について

国民健康保険税の税率について、国民健康保険税条例の改正議案が市議会の12月定例会で可決された。

(1) 税率の改定内容について

協議会からの答申に基づき、一般会計からの繰入を行った上で収支均衡を図り、応能割（所得割）と応益割（均等割・平等割）の割合が保険区分ごとに50対50となるように税率を算定

イ 賦課方式	医療保険分 (全被保険者)		後期高齢者支援金分 (全被保険者)		介護納付金分 (40歳以上65歳 未満の被保険者)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	6.00%	6.36%	2.35%	2.55%	2.05%	2.07%
均等割	23,300円	25,900円	8,200円	9,800円	8,200円	10,500円
平等割	20,000円	19,000円	7,000円	7,200円	6,900円	6,400円
課税限度額	510,000円		140,000円		120,000円	

ア 保険区分

医療保険分 ... 医療給付費、保健事業費等を賄うためのもの

後期高齢者支援金分 ... 75歳以上が加入する後期高齢者医療制度を支えるためのもの

介護納付金分 ... 40歳以上が加入する介護保険制度を支えるためのもの
65歳以上の方は、国保税とは別に介護保険料を納付する。

イ 賦課方式

所得割 ... 被保険者全員の前年中の合計所得額に応じて算定されるもの

均等割 ... 被保険者の人数に応じて算定されるもの

平等割 ... 1世帯につき一律で算定されるもの

(2) 1人当たりの国民健康保険税年税額

	改定前	改定後	差額	増加率
平成26年度	93,055円	98,827円	5,772円	6.2%
平成27年度	93,151円	98,924円	5,773円	6.2%

国民健康保険税賦課総額を被保険者総数で除した額

2 市民への周知について

市民に対して、速やかに幅広く周知するため、広報紙など様々な媒体を通じ、複数回お知らせを行う。

(1) 主な周知方法

・「広報うつのみや」

平成26年3月号，5月号，7月号において，国民健康保険の現状や税率改定などの記事を掲載

・市ホームページ

3月から国民健康保険の現状や税率改定などについて掲載

・リーフレット「国民健康保険税について」

4月以降，本庁や出先機関の窓口などで配布するほか，7月発送の当初納税通知書に同封し，全世帯に周知

(2) 市民からの問い合わせへの対応

市民から窓口や電話で税率改定について問い合わせがあった場合には，税率改定の趣旨や改定後の税率による保険税額の試算など，丁寧に説明

国保アクションプラン25の取組状況と国保アクションプラン26の主な取組(案)について

1 保険税収納率の向上

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan												
(1)口座振替の加入促進	<p>新規加入件数【目標:3,000件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月末</th> <th>うち, ペイジー</th> <th>見込 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>2,344件</td> <td>377件</td> <td>3,000件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>2,285件</td> <td>397件</td> <td>2,913件</td> </tr> </tbody> </table>		12月末	うち, ペイジー	見込 (実績)	25年度	2,344件	377件	3,000件	24年度	2,285件	397件	2,913件	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替加入者は増加しており,新規加入件数3,000件の目標を達成する見込みである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入件数が着実に増加していることから,引き続きこれまでの取組により口座振替を促進する。 	<p>【目標】新規加入 3,100件 (25年度見込比 100件増)</p>
		12月末	うち, ペイジー	見込 (実績)												
	25年度	2,344件	377件	3,000件												
	24年度	2,285件	397件	2,913件												
	<p>口座振替加入キャンペーンの実施 新規加入者に宇都宮の特産品を抽選で贈呈(7~8月)(期間中新規加入件数1,251件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン期間(7月~8月)の申込件数は新規加入件数のうち約4割を占めており,効果的な取組であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替加入推進に効果があることから引き続き口座振替加入キャンペーンを実施する。 	<p>口座振替加入キャンペーンの実施 抽選による記念品贈呈</p>												
<p>ペイジー口座振替受付サービスの活用 本庁窓口での受付 364件(12月末現在) 出先機関での出張受付 新規 申込13件 相談15件 13か所実施(地域自治センター2か所,地区市民センター11か所) ・出張受付については,納税通知書へのちらし同封,広報紙やホームページにより周知</p> <p>ペイジー口座振替受付サービス キャッシュカードを携帯端末に通すだけで,簡単に口座振替の申込みができるサービス(通帳や通帳印不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国保加入手続き時など被保険者が来庁する際に勧奨することで,多くの加入があった。 ・市民の利便性向上を図るため,出先機関において口座振替申込みの出張受付を行ったが,申込み件数が少なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー口座振替受付サービスは利便性が高く,加入促進に効果的であることから引き続き実施するとともに,より効果的な活用方法について検討する。 	<p>ペイジー口座振替受付サービスの活用 本庁窓口での受付 より効果的な活用方法の検討</p>													
<p>口座振替申込書の送付 口座振替未加入者を対象として各種郵送物に口座振替申込書を同封</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>同封する郵送物</th> <th>12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初納税通知書</td> <td>48,113通</td> </tr> <tr> <td>毎月の国保税更正通知書</td> <td>9,805通</td> </tr> <tr> <td>新規 納税催告センター文書催告</td> <td>1,696通</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>59,614通</td> </tr> </tbody> </table>	同封する郵送物	12月末	当初納税通知書	48,113通	毎月の国保税更正通知書	9,805通	新規 納税催告センター文書催告	1,696通	合計	59,614通	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替未加入者を対象として,納税通知書に口座振替申込書を同封することにより,効率的な周知を図ることができた。 ・納税催告センターの文書催告を活用し,初期段階の滞納者に対する口座振替の周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書に口座振替申込書を同封することは,効率的であることから引き続き実施する。 ・引き続き納税催告センターを活用し,口座振替を推進していく。 	<p>口座振替申込書の送付 納税通知書及び国保税更正通知書への同封 納税催告センター文書催告への同封</p>			
同封する郵送物	12月末															
当初納税通知書	48,113通															
毎月の国保税更正通知書	9,805通															
新規 納税催告センター文書催告	1,696通															
合計	59,614通															
<p>窓口等での加入勧奨 窓口での国保加入手続きや納税相談時における口座振替の加入案内及び申込書配付 市の広報紙やホームページ(動画案内等)による周知啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口やホームページにより口座振替の周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保加入手続き時等における窓口での勧奨を継続して実施するとともに,引き続き広報活動にも取り組んでいく。 	<p>窓口等での加入勧奨 国保加入手続きや納税相談時における勧奨 広報紙やホームページでの周知啓発</p>													

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan																		
(2)納税環境の整備	<p>電子納付などによる納税環境整備の検討</p> <p>納税者の利便性の向上を図るため、ペイジー収納の導入やコンビニ納付の利用拡大(納期限後納付)について検討</p> <p>ペイジー収納 パソコン,携帯電話から,収納窓口に出向くことなく24時間納付が可能。また,ATMの利用も可能</p> <p>コンビニ納付 銀行や地区市民センター等に出向くことなく,最寄りのコンビニエンスストアで24時間納付が可能</p>	<p>・ペイジー収納の導入とコンビニ納付の利用拡大に向け,庁内組織の市税等収納対策本部や情報化推進本部等において,具体的な検討を進めることができた。</p>	<p>・納税しやすい環境を整備し,納税者の利便性の向上を図るため,引き続きペイジー収納の導入やコンビニ納付の利用拡大の実施に向けて検討を進めていく。</p>	<p>電子納付などによる納税環境の整備</p> <p>市税と一体的にペイジー収納の導入,コンビニ納付の利用拡大について検討</p>																		
(3)納税催告センターの活用 現年度滞納者対象	<p>電話催告 現年度滞納者に対する催告実施 夜間帯や休日の催告実施</p> <p>・平日電話催告(12時~20時) ・休日電話催告(9時~17時,月2回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> <th>うち接触件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>7,465件</td> <td>3,369件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>5,071件</td> <td>2,311件</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年12月末現在</p>		架電件数	うち接触件数	25年度	7,465件	3,369件	24年度	5,071件	2,311件	<p>・電話催告対象者の拡大や夜間電話催告により架電件数,接触件数とも大幅に増加させることができた。</p> <p>・電話催告不在者などに対する文書催告の早期実施を徹底したことにより,文書催告件数も増加した。</p>	<p>・本人との接触件数を高めるため,引き続き現年度滞納者への全件催告や夜間電話催告を実施する。</p> <p>・電話催告不在者などに対しては,引き続き文書催告を実施する。</p>	<p>電話催告 現年度滞納者に対する催告実施 夜間帯や休日の催告実施</p>									
		架電件数	うち接触件数																			
25年度	7,465件	3,369件																				
24年度	5,071件	2,311件																				
<p>納税催告センター 初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を,市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし,平成21年度に設置</p> <p>文書催告 電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する文書催告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>11,216件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>5,608件</td> </tr> </tbody> </table>		12月末	25年度	11,216件	24年度	5,608件	<p>文書催告 電話催告不在者などに対する文書催告の実施</p>															
	12月末																					
25年度	11,216件																					
24年度	5,608件																					
(4)徴収嘱託員の活用	<p>徴収嘱託員による訪問徴収 催告センター催告後の初期段階の滞納者や滞納繰越のある滞納者への徴収嘱託員による訪問徴収</p> <p>徴収金額 【目標:現年度徴収額135,000千円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>12月末</th> <th>見込(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">25年度</td> <td>現年度</td> <td>79,872千円</td> <td>127,000千円</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>214,148千円</td> <td>275,000千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24年度</td> <td>現年度</td> <td>81,569千円</td> <td>128,658千円</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>229,417千円</td> <td>287,407千円</td> </tr> </tbody> </table>			12月末	見込(実績)	25年度	現年度	79,872千円	127,000千円	過年度	214,148千円	275,000千円	24年度	現年度	81,569千円	128,658千円	過年度	229,417千円	287,407千円	<p>・徴収嘱託員の徴収額はやや減少したが,24時間納付可能なコンビニ収納や納税催告センターの活用などの収納対策の効果により,全体としての収納額は前年度を上回った。</p>	<p>・徴収嘱託員により一定の収納額は確保していることから,引き続き徴収嘱託員による徴収を実施するとともに,より効果的な活用について検討していく。</p>	<p>徴収嘱託員による訪問徴収 徴収嘱託員による訪問徴収の実施</p> <p>【目標】現年度徴収額 132,000千円 (25年度見込比 5,000千円増)</p>
		12月末	見込(実績)																			
25年度	現年度	79,872千円	127,000千円																			
	過年度	214,148千円	275,000千円																			
24年度	現年度	81,569千円	128,658千円																			
	過年度	229,417千円	287,407千円																			
(5)電話催告(職員) 現年度滞納者対象	<p>職員による電話催告 納税催告センターや徴収嘱託員の訪問後の未接触者や対応が困難な滞納者に対して職員による電話催告を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>架電件数</th> <th>納税約束 指導件数</th> <th>納税約束 指導金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>5,609件</td> <td>1,288件</td> <td>67,603千円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>4,161件</td> <td>1,165件</td> <td>61,793千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年12月末現在</p>		架電件数	納税約束 指導件数	納税約束 指導金額	25年度	5,609件	1,288件	67,603千円	24年度	4,161件	1,165件	61,793千円	<p>・実施回数を前年度の4回から6回に増やした結果,架電件数及び納税約束・納税指導件数ともに増加した。</p>	<p>・納税催告センターや徴収嘱託員と緊密に連携を図り,段階に応じた効果的な電話催告を引き続き実施し,早期納付や滞納の累積防止につなげる。</p>	<p>職員による電話催告 強化 現年度滞納者であっても納付資力がある場合には滞納処分を前提とした納税指導を行い,強化を図る。</p>						
	架電件数	納税約束 指導件数	納税約束 指導金額																			
25年度	5,609件	1,288件	67,603千円																			
24年度	4,161件	1,165件	61,793千円																			

施策	主な取組（平成 25 年度）, 実績 Plan Do	評価 Check	改善点, 今後の方向性 Act	平成 26 年度の主な取組 Plan																			
(6) 臨戸訪問（職員）	<p>職員による臨戸訪問の実施 納税催告センターや徴収嘱託員では対応が困難な滞納者に対して、職員が臨戸訪問 初期段階の滞納者に対して、全庁支援・部内支援により、休日に臨戸訪問 (12月・2月に4部23課延べ58名が従事)</p> <p>訪問件数・徴収金額 【目標：徴収金額 3,000 千円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">12 月末</th> <th colspan="2">見込（実績）</th> </tr> <tr> <th>訪問件数</th> <th>徴収金額</th> <th>訪問件数</th> <th>徴収金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>478 件</td> <td>1,954 千円</td> <td>800 件</td> <td>2,500 千円</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>461 件</td> <td>1,469 千円</td> <td>763 件</td> <td>2,264 千円</td> </tr> </tbody> </table>		12 月末		見込（実績）		訪問件数	徴収金額	訪問件数	徴収金額	25	478 件	1,954 千円	800 件	2,500 千円	24	461 件	1,469 千円	763 件	2,264 千円	<p>・納税指導や生活実態調査（財産調査）に重点を置いた臨戸訪問を行った結果、徴収金額が増加した。</p>	<p>・引き続き職員が臨戸訪問して納税相談・指導、生活状況の確認などを行い、納税意識の向上を図るとともに、納付資力がある場合には滞納処分を前提とした指導を行う。</p>	<p>職員による臨戸訪問の実施 高額滞納者や対応困難な滞納者に対する訪問納税指導、生活実態調査（財産調査）の実施 金融機関への預金調査などに併せた効率的・効果的な臨戸訪問の実施 全庁支援、部内支援による休日臨戸訪問の実施 (12月・2月に4部23課で実施)</p> <p>【目標】徴収金額 3,000 千円 (25年度見込比 500千円増)</p>
	12 月末		見込（実績）																				
	訪問件数	徴収金額	訪問件数	徴収金額																			
25	478 件	1,954 千円	800 件	2,500 千円																			
24	461 件	1,469 千円	763 件	2,264 千円																			
(7) 文書催告（職員）	<p>カラー催告の実施 過年度からの滞納者のほか、<u>現年度のみ</u>の滞納者に対しても実施</p> <p>カラー催告件数【目標：16,000 件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 月末</th> <th>見込（実績）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 年度</td> <td>11,095 件</td> <td>16,000 件</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>10,763 件</td> <td>13,279 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>カラー催告 滞納の状況に応じて、段階的に文面を強化し、色を変えた文書 [特別催告（青）、差押警告（黄）、差押予告（赤）]</p>		1 月末	見込（実績）	25 年度	11,095 件	16,000 件	24 年度	10,763 件	13,279 件	<p>・滞納繰越の未然防止を図るため、<u>現年度のみ</u>の滞納者に対してもカラー催告を実施した結果、前年度を上回る実績となった。</p>	<p>・引き続き、過年度からの滞納者へのカラー催告を実施するとともに、<u>現年度のみ</u>の滞納者へのカラー催告を強化し、滞納繰越の未然防止と早期納付につなげる。</p>	<p>カラー催告の実施 強化 過年度からの滞納者のほか、<u>現年度のみ</u>の滞納者に対し強化</p> <p>【目標】カラー催告送付件数 16,000 件</p>										
	1 月末	見込（実績）																					
25 年度	11,095 件	16,000 件																					
24 年度	10,763 件	13,279 件																					
(8) 滞納処分の強化	<p>差押えの執行 長期・高額滞納者について、債権等の調査を徹底し、生活状況や納付資力等を見極めた上で、差押えを執行</p> <p>差押え件数・収納額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 年度</td> <td>545 件 (517 件)</td> <td>67,371 千円</td> </tr> <tr> <td>24 年度</td> <td>410 件 (313 件)</td> <td>57,306 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年 1 月末現在 債権：預貯金，生命保険，給与等</p>		件数 (うち債権)	収納額	25 年度	545 件 (517 件)	67,371 千円	24 年度	410 件 (313 件)	57,306 千円	<p>・長期・高額滞納者について、換価性の高い債権の調査を徹底し、差押えを強化した結果、差押え件数、収納額とも大幅に増加した。</p>	<p>・引き続き、長期・高額滞納者について、換価性の高い債権を中心に差押えを行うとともに、<u>現年度のみ</u>の滞納者に対しても早期に差押えを執行し、滞納の早期解消を図る。</p> <p>・長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には、<u>搜索や公売など、新たな滞納整理の手法に取組む。</u></p>	<p>差押えの執行 強化 長期・高額滞納者に対する債権を中心とした差押えの執行と換価の早期実施 <u>現年度のみ</u>の滞納者に対する差押えや換価の早期実施</p> <p>搜索及び公売の実施 新規 <u>預貯金などの財産が不明な場合、滞納者宅への強制的な立ち入り調査（搜索）を行うとともに、差押え財産の公売を実施する。</u></p>										
	件数 (うち債権)	収納額																					
25 年度	545 件 (517 件)	67,371 千円																					
24 年度	410 件 (313 件)	57,306 千円																					

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan															
(9)特別収納対策室との連携 特別収納対策室 長期・高額滞納者に対する滞納処分を,市税等と一体的に行うことを目的とし,平成22年度に設置	<p>特別収納対策室と連携した滞納処分 市税等と一体化した差押え</p> <p>特別収納対策室への移管状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管 件数</th> <th>昨年までに 差押え済</th> <th>差押え件数 (うち債権)</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>472件</td> <td>203件</td> <td>45件 (41件)</td> <td>23,796千円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>502件</td> <td>207件</td> <td>78件 (74件)</td> <td>24,191千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年12月末現在 移管基準:1年以上納付・相談がなく,50万円以上滞納</p>		移管 件数	昨年までに 差押え済	差押え件数 (うち債権)	収納額	25年度	472件	203件	45件 (41件)	23,796千円	24年度	502件	207件	78件 (74件)	24,191千円	<p>・これまでの取組により,長期・高額滞納者が減少し,移管件数,差押え件数とも減となっているが,収納額は一定の額を確保している。</p>	<p>・市税等と一体化した滞納処分により,長期・高額滞納者が減少しており,引き続き,特別収納対策室との連携を図る。</p>	特別収納対策室と連携した滞納処分 市税等と一体化した差押えの実施
	移管 件数	昨年までに 差押え済	差押え件数 (うち債権)	収納額															
25年度	472件	203件	45件 (41件)	23,796千円															
24年度	502件	207件	78件 (74件)	24,191千円															
(10)資格の適正化 (二重資格の解消) 新規	<p>二重資格の解消</p> <p>「ねんきんネット」の情報に基づく国保脱退勧奨者について,届出がなくても職権による国保資格喪失を行う。 (平成25年10月から新規実施)</p> <p>職権による国保資格喪失処理件数 1月末現在16件(年度末見込み100件)</p> <p>「ねんきんネット」の情報を活用し,社会保険加入の可能性のある者に対して,国保脱退届出の勧奨通知を送付する。</p> <p>勧奨通知件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月末</th> <th>見込(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>145件</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>344件</td> <td>401件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ねんきんネット 年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステム</p>		1月末	見込(実績)	25年度	145件	300件	24年度	344件	401件	<p>・「ねんきんネット」の活用により,国保脱退届出のない者について職権による国保資格喪失が可能となったため,二重資格の解消が効果的に図れた。</p> <p>・勧奨通知については,「ねんきんネット」を活用し,より精度の高い情報に基づき,対象者を抽出したため,通知件数は減少した。</p>	<p>・引き続き「ねんきんネット」を活用し,二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を行う。</p>	二重資格の解消 「ねんきんネット」を活用した届出勧奨と職権処理の実施						
	1月末	見込(実績)																	
25年度	145件	300件																	
24年度	344件	401件																	
(11)資格証明書・短期被保険者証の交付	<p>資格証明書・短期被保険者証の交付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資格証明書</th> <th>短期被保険者証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>3,969件</td> <td>2,811件</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>3,876件</td> <td>2,793件</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度10月1日現在(保険証更新時) 短期被保険者証の有効期間:1か月,6か月</p>		資格証明書	短期被保険者証	25年度	3,969件	2,811件	24年度	3,876件	2,793件	<p>・資格証明書,短期被保険者証の交付については,電話催告や各種文書催告書の送付,職員による臨戸訪問等により納税相談の機会の確保に最大限努め,納付状況に応じ適切に交付を行った。</p>	<p>・資格証明書,短期被保険者証を交付することにより滞納者との接触の機会の確保が図れることから,滞納の事情把握や納税相談を実施し,引き続き状況に応じて適切に交付する。</p>	資格証明書・短期被保険者証の交付 臨戸訪問,相談業務,実態調査により接触の機会を確保し,適切に資格証明書,短期被保険者証を交付する。						
	資格証明書	短期被保険者証																	
25年度	3,969件	2,811件																	
24年度	3,876件	2,793件																	

施 策	主な取組 (平成 25 年度), 実績			評 価	改善点, 今後の方向性	平成 26 年度の主な取組
	Plan	Do	見込 (実績)	Check	Act	Plan
《計画の目標値》	1月末現在	目標	見込 (実績)		目 標	
現年度収納率	25年度 72.35%	86.50%	86.00%	⇒	26年度 87.00%	国保経営改革プランでの目標 26年度 88%
	24年度 71.90%	86.50%	84.91%			
	【参 考】現年度収納率の推移 (単位: %)					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)
現年度収納率	83.92	83.29	83.67	84.37	84.91	86.00
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・目標収納率には及ばないものの、各種収納対策や差押えの強化により、平成22年度以降の収納率は向上している。 </div>					

2 医療費の適正化

施策	主な取組(平成25年度), 実績 Plan Do	評価 Check	改善点, 今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan												
(12)ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品差額通知の送付 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5月</th> <th>8月</th> <th>11月</th> <th>2月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>4,173</td> <td>3,893</td> <td>3,858</td> <td>3,733</td> <td>15,657</td> </tr> </tbody> </table> ジェネリック医薬品差額通知の効果検証を実施 年間削減効果額 約23,000千円 使用者の割合 5人に1人 3人に1人		5月	8月	11月	2月	計	件数	4,173	3,893	3,858	3,733	15,657	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知の効果を検証した結果, ジェネリック医薬品の普及促進が図られ医療費適正化に効果的な方策であることが確認できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 差額通知については, 短期的に医療費削減効果があることから, 引き続き実施するとともに, より効果的な通知とするため, 通知対象者・通知基準・送付回数を見直す。 	ジェネリック医薬品差額通知の送付 拡充 7,500件/回 対象年齢 18歳以上 制限撤廃 差額(月) 300円以上 100円以上 発送時期 3か月毎(年4回) 4か月毎(年3回) 【目標】削減効果額30,000千円 (25年度比7,000千円増)
		5月	8月	11月	2月	計										
件数	4,173	3,893	3,858	3,733	15,657											
周知広報 ・「お願いカード」の配付(国保加入手続き時) ・広報紙などによる周知	<ul style="list-style-type: none"> お願いカードの配付や広報紙により周知を図ることができ, ジェネリック医薬品差額通知とともに, ジェネリック医薬品の普及促進に効果があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「お願いカード」や広報紙などによる周知を実施するとともに, ホームページによる周知広報にも取り組む。 	周知広報 ・「お願いカード」の配付 ・広報紙, ホームページなどによる周知													
(13)レセプト点検の推進	レセプト点検の推進 ・実施体制 点検員: 医療事務資格を有する嘱託職員7名 ・レセプト点検による効果 【目標: 総点検件数2,000千件 財政効果額250,000千円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総点検数 見込(実績)</th> <th>過誤調整件数 見込(実績)</th> <th>財政効果額 見込(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>2,100千件</td> <td>18,500件</td> <td>200,000千円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>1,999千件</td> <td>19,313件</td> <td>225,660千円</td> </tr> </tbody> </table>		総点検数 見込(実績)	過誤調整件数 見込(実績)	財政効果額 見込(実績)	25年度	2,100千件	18,500件	200,000千円	24年度	1,999千件	19,313件	225,660千円	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度のレセプトの電子化以降, レセプトの点数算定や計算等の誤りが年々減少していることから, 過誤調整件数, 財政効果額ともに減少している。 療養費については, 訪問マッサージ事業者の施術について内容点検を行った結果, 減額査定や不支給査定により, 適正給付が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き効果的なレセプト点検に取り組むとともに, 療養費(柔道整復師・はり・きゅう・あんま・マッサージ)については内容点検を強化し, 適正給付に努める。 	レセプト点検の推進 拡充 療養費については, 医科レセプトとの突合点検, 施術部位点検による内容点検を強化する。 【目標】財政効果額200,000千円
	総点検数 見込(実績)	過誤調整件数 見込(実績)	財政効果額 見込(実績)													
25年度	2,100千件	18,500件	200,000千円													
24年度	1,999千件	19,313件	225,660千円													

3 保健事業の充実

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan									
(14)特定健康診査・ 特定保健指導の 推進	【特定健康診査】 特定健康診査受診率【目標：30%】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>12月末</th> <th>見込(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>16.0%</td> <td>27.0%</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>14.8%</td> <td>25.3%</td> </tr> </tbody> </table>		12月末	見込(実績)	25年度	16.0%	27.0%	24年度	14.8%	25.3%	【特定健康診査】 ・様々な媒体による周知啓発や,対象者を絞り込んだ未受診者への勧奨通知などの取組を実施した結果,特定健康診査の受診率が向上した。	【特定健康診査】 ・以下の取組により受診率の向上を図る。	【特定健康診査】 【目標】 特定健康診査受診率 40%
		12月末	見込(実績)										
	25年度	16.0%	27.0%										
	24年度	14.8%	25.3%										
様々な媒体による周知啓発 ・広報うつつのみや(年2回/5月・11月) ・国保だより(年2回/7月・9月) ・ポスター掲示(随時/医療機関等) ・新聞折り込み広告(年1回/8月) ・周知啓発文言入り封筒の使用(随時) ・国保連によるラジオ広報や新聞広報 平成24年度に本市で実施した新聞掲載を踏まえ,費用対効果やスケールメリットを考慮し国保連へ働きかけを行ったことにより実施	・国保だよりなど,紙媒体での広報直後には,受診に関する問い合わせや,健診の申込みが増えた。 ・また,特定健康診査は全ての保険者に義務付けられた健診であることから,マスメディアによる広報を国保連で実施することで,費用の面からも効果があった。	・未受診者への受診喚起には,継続した周知啓発が必要であることから,引き続き,関係団体とも連携し,あらゆる機会を捉えて周知啓発を図る。	様々な媒体による周知啓発 ・広報うつつのみや(年2回/5月・11月) ・国保だより(年2回/7月・9月) ・ポスター掲示(随時/医療機関等) ・周知啓発文言入り封筒の使用(随時) ・国保連によるラジオ広報や新聞広報										
未受診者への受診勧奨 効果的な勧奨通知の送付 ・ <u>受診行動につながりやすい過去に受診歴のある未受診者</u> ・ <u>受診率が低い40歳代,50歳代の働きかけの未受診者</u> 送付件数：29,823件	・ <u>対象を絞ることで,受診喚起につながる効果的な勧奨ができた。</u>	・引き続き,対象者を絞って勧奨通知を送付するとともに,その他の未受診者には,様々な媒体による周知啓発を行う。	未受診者への受診勧奨 効果的な勧奨通知の送付										
健診機会の拡充 ・人間ドック健診との同時受診 (10月末現在1,554名) ・早朝健診(年2回/7月42名・9月25名) ・夜間健診(8月/申込3名により中止) ・出前健診(JA富屋支部・9月22名) ・全国健康保険協会栃木支部との合同健診 (年4回/9月47名・11月44名・12月48名・2月予定 定員50名)	・人間ドックとの同時受診,早朝健診,出前健診,全国健康保険協会栃木支部との合同健診は受診者が多く,一定の効果を得ることができた。 ただし,働く世代の利便性に配慮し企画した夜間健診については,胃がん検診との同時受診のニーズが高かったことなどから,申込者が少なかった。	・人間ドック健診との同時受診,早朝健診,出前健診,全国健康保険協会栃木支部との合同健診は引き続き実施するが,夜間健診はニーズが低いことから廃止する。 ・ <u>さらなる健診機会の拡充を図るため,脳ドック健診における同時受診について健診機関と調整を進める。</u>	健診機会の拡充 ・人間ドック健診との同時受診 ・ <u>脳ドック健診との同時受診</u> 健診機関と調整し随時実施 ・早朝健診 ・出前健診 ・全国健康保険協会栃木支部との合同健診										
受診促進キャンペーンの実施 受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈 当選者55名に対し応募341名(1月末現在)	・1月末現在のキャンペーン申込件数は,すでに昨年の最終申込件数を上回っており,効果的な取組であった。	・受診喚起に効果があることから,引き続き実施する。	受診促進キャンペーンの実施 魅力ある健康グッズを景品としてキャンペーンを実施する。										

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan																							
(14)特定健康診査・ 特定保健指導の 推進	<p>【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率【目標：30%】 保健指導に要する期間が6か月かかるため、現時点で実施率は算定できない 平成24年度特定保健指導実施率 6.0% <p>参考：初回面接終了者</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>12月末初回面接終了者</td> <td>伸び</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>80人 (うち健診サポート分30人)</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>42人</td> <td></td> </tr> </table>		12月末初回面接終了者	伸び	25年度	80人 (うち健診サポート分30人)	90.0%	24年度	42人		<p>【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施手法の改善や、実施機関の拡大、健診サポート事業により、実施率は4ポイント程度の伸びが見込める。 	<p>【特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の取組により受診率の向上を図る。 	<p>【特定保健指導】</p> <p>【目標】特定保健指導実施率 40%</p>														
		12月末初回面接終了者	伸び																								
	25年度	80人 (うち健診サポート分30人)	90.0%																								
	24年度	42人																									
<p>特定保健指導利用券の即時発行 新規</p> <p>特定健康診査終了後2か月以上経過後に発行していたものを、特定健康診査の結果通知と同時に特定保健指導利用券を発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の結果通知と同時に特定保健指導利用券を発行することにより、健診結果を見て健康に対する意識が高まっているうちに保健指導に着手でき、実施率向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き利用券の即時発行を実施する。 集団健診の受診者が、健診結果の理解を深め、特定保健指導の受診につながるよう、健診結果の説明について、面接方式の導入を検討する。 	<p>特定保健指導利用券の即時発行</p> <p>健診結果の説明について、面接方式の導入を検討</p>																								
<p>特定保健指導実施機関の拡充</p> <p>動機づけ支援・積極的支援両方 8機関 → 17機関</p> <p>動機づけ支援のみ 0機関 → 66機関</p> <p>計 8機関 → 83機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導対象者の利便性が向上し、実施率の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師会等関係機関との調整を継続し、今後とも受診環境の整備に努める。 	<p>特定保健指導実施機関の拡充 協力医療機関等の拡大を図る</p>																								
<p>健診サポート事業の実施 新規</p> <p>保健師等の特定保健指導の実施資格を持つ者が、特定保健指導未利用者に対して、電話による受診勧奨、訪問による受診勧奨や特定保健指導(動機付け支援)を行う。</p> <p>非常勤嘱託職員(保健師1名・管理栄養士3名)で実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保健指導対象者数</th> <th>電話架電</th> <th>受診勧奨</th> <th>訪問者数(家族含)</th> <th>特定保健指導実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動機づけ支援</td> <td>910名</td> <td>850名</td> <td>746名</td> <td>134名</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>241名</td> <td>219名</td> <td>177名</td> <td>49名</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,151名</td> <td>1,069名</td> <td>923名</td> <td>183名</td> <td>30名</td> </tr> </tbody> </table> <p>12月末現在(着手は8月から) 受診勧奨は電話と訪問による勧奨人数</p>		保健指導対象者数	電話架電	受診勧奨	訪問者数(家族含)	特定保健指導実施	動機づけ支援	910名	850名	746名	134名	30名	積極的支援	241名	219名	177名	49名	-	合計	1,151名	1,069名	923名	183名	30名	<ul style="list-style-type: none"> 8月から開始し、5か月間での実績ではあるが、着実に実施者数を伸ばすことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「動機付け支援」は、特定保健指導対象者の8割を占め、初回面接と6か月後の確認(電話・メールも可)で指導が完了することから、実施率の向上につながるので、引き続き健診サポート事業を実施する。 	<p>健診サポート事業の実施</p>
	保健指導対象者数	電話架電	受診勧奨	訪問者数(家族含)	特定保健指導実施																						
動機づけ支援	910名	850名	746名	134名	30名																						
積極的支援	241名	219名	177名	49名	-																						
合計	1,151名	1,069名	923名	183名	30名																						
	<p>様々な媒体による周知啓発 特定健康診査と同様</p>																										

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan									
(15)人間ドック健診・ 脳ドック健診の推進	<p>様々な媒体による受診勧奨 広報紙(年5回),国保だより(年2回),ホームページ掲載等 受診者数【目標:2,800人】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10月末</th> <th>見込(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>1,739名</td> <td>3,050名</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>1,638名</td> <td>2,751名</td> </tr> </tbody> </table> <p>助成額10,000円(人間ドックと特定健康診査を同時受診する場合は15,586円)</p>		10月末	見込(実績)	25年度	1,739名	3,050名	24年度	1,638名	2,751名	<ul style="list-style-type: none"> ・広報により被保険者の助成制度の認知が高まり,受診者は前年度よりも約300人(10.9%)増加する見込である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き,広報紙等様々な媒体を活用し,受診を促進する。 ・<u>脳ドック健診については,特定健康診査と同時受診できるよう関係機関と調整を進める。(再掲)</u> 	<p>様々な媒体による受診勧奨 広報紙(年5回),国保だより(年2回),ホームページ掲載等</p> <p>【目標】受診者数 3,300人 (25年度見込比 250人増)</p>
	10月末	見込(実績)											
25年度	1,739名	3,050名											
24年度	1,638名	2,751名											
(16)健康づくり支援 事業の推進	<p>他保険者との連携事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講演会の開催(11月) (全国健康保険協会栃木支部との共催) 講師・内容: ・タニタの管理栄養士 「タニタの社員食堂健康セミナー」 ・立川らく朝(落語家・医学博士) 「ヘルシートーク「一笑健康」」 会場:とちぎ健康の森 講堂 来場者:350人(うち 国保230人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講演会には,募集定員の200名を大幅に超える521名の応募があり,被保険者のニーズにあった講演会であった。 ・食事や笑いの大切さや健康への影響について来場者に伝えることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き,被保険者の健康づくりや健康意識の高揚に資するため,全国健康保険協会栃木支部と協力して講演会を開催する。 	<p>他保険者との連携事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講演会の開催 (全国健康保険協会栃木支部との共催) 会場予定:宇都宮市文化会館 定員500名 日時予定:11月15日(土)午後 									
宇都宮市地域・職域連携 推進協議会	<p>宇都宮市地域・職域連携推進協議会による 地域保健と職域保健が連携した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換により,健診受診率の向上など,共通の課題を認識 ・受診率向上対策として,宇都宮市国民健康保険と全国健康保険協会栃木支部の健診情報を掲載した「働くひとの健診ガイド」の作成を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診率向上への取組などが,地域保健と職域保健に共通する課題であることを共通認識できた。 ・健診の受診率向上に向けた取組として,「働くひとの健診ガイド」の作成・普及を協議会事業とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上に向けて,「働くひとの健診ガイド」について有効に普及活用していく。 ・健診結果等の客観的データを分析することで健康課題を明確化し,その対応について検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働くひとの健診ガイド」の普及活用 国保や全国健康保険協会に加入する事業者の把握方法を検討し,「働くひとの健診ガイド」を有効活用する。 ・新たな連携事業の検討 各構成団体の保有する健診結果等を分析することにより,健康課題を明確化し,その対応策としての新たな連携事業を検討する。 									
(17)その他保健事業の 推進	<p>課題</p> <p>医療費の増大</p> <p>主な要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の高齢化 医療技術の高度化 問題受診行動 生活習慣病の増大 <p>多受診 一月に複数の医療機関の通院日数が合計15日以上となる通院を3か月以上継続</p> <p>重複受診 同一疾病で複数の医療機関への通院を3か月以上継続</p> <p>多受診・重複受診</p> <p>発症予防</p> <p>重症化予防</p> <p>特定健康診査・特定保健指導により対応</p>	<p>医療費の適正化を図るため,新たに以下の保健事業について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診適正化のための保健指導 多受診・重複受診者への保健指導 ・疾病の重症化予防 糖尿病の重症化予防事業 	<p>多受診・重複受診者への保健指導</p> <p>「多受診・重複受診」をする被保険者に,文書や訪問による保健指導を実施する。</p> <p>糖尿病重症化予防事業</p> <p>「国保データベース(KDB)システム」を活用し,合併症併発により医療費増大につながる糖尿病の重症化予防のための保健指導を検討する。</p> <p>国保データベース(KDB)システム</p> <p>国保中央会が開発中のシステムで,医療レセプトデータ・特定健康診査データ・介護保険データを活用し,疾病状況や健康課題などの分析が可能。平成26年度中にサービス開始予定</p>										

施策	主な取組(平成25年度),実績 Plan Do	評価 Check	改善点,今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan
----	----------------------------	-------------	-------------------	---------------------

《計画の目標値》

1人当たり医療費の増加率

	10月末現在	目標	見込(実績)	目標	国保経営改革プランでの目標
25年度	4.73%	2.25%	3.61%	26年度 2.25%	26年度 2.25%
24年度	4.70%	2.25%	3.57%		

【参考】一人当たり医療費の年度推移(国保事業年報・国保事業月報から)

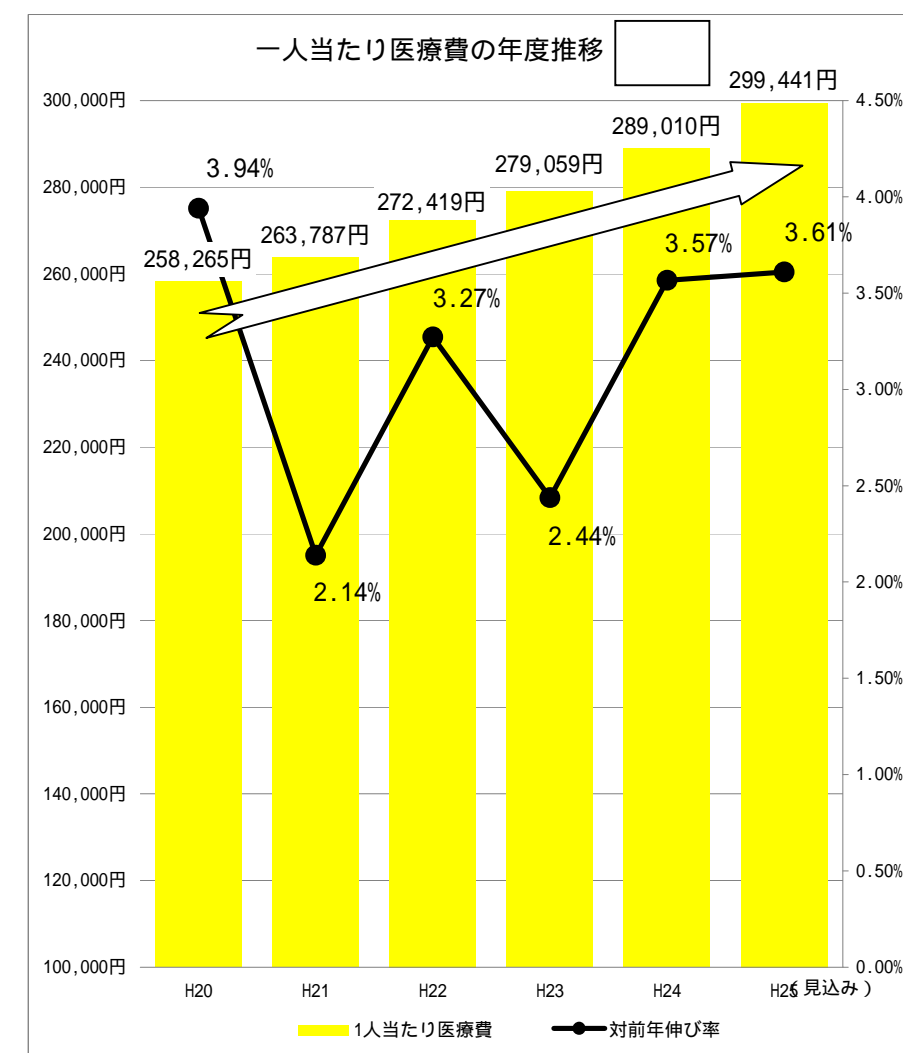
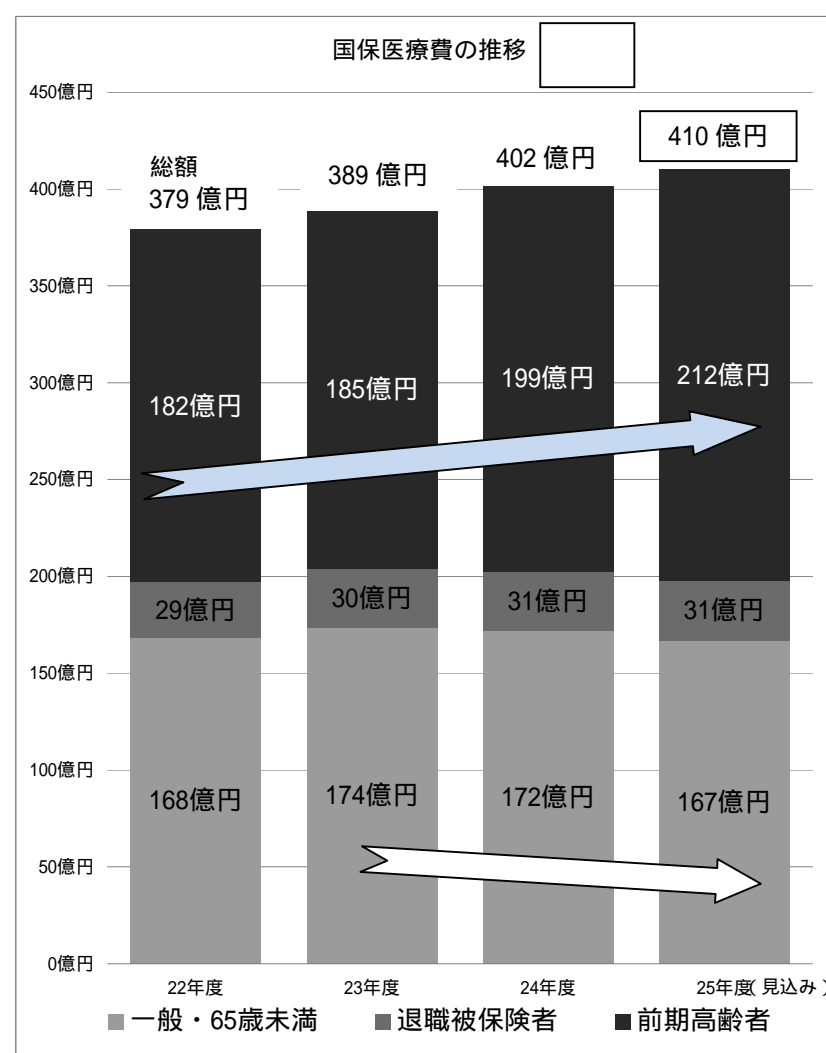
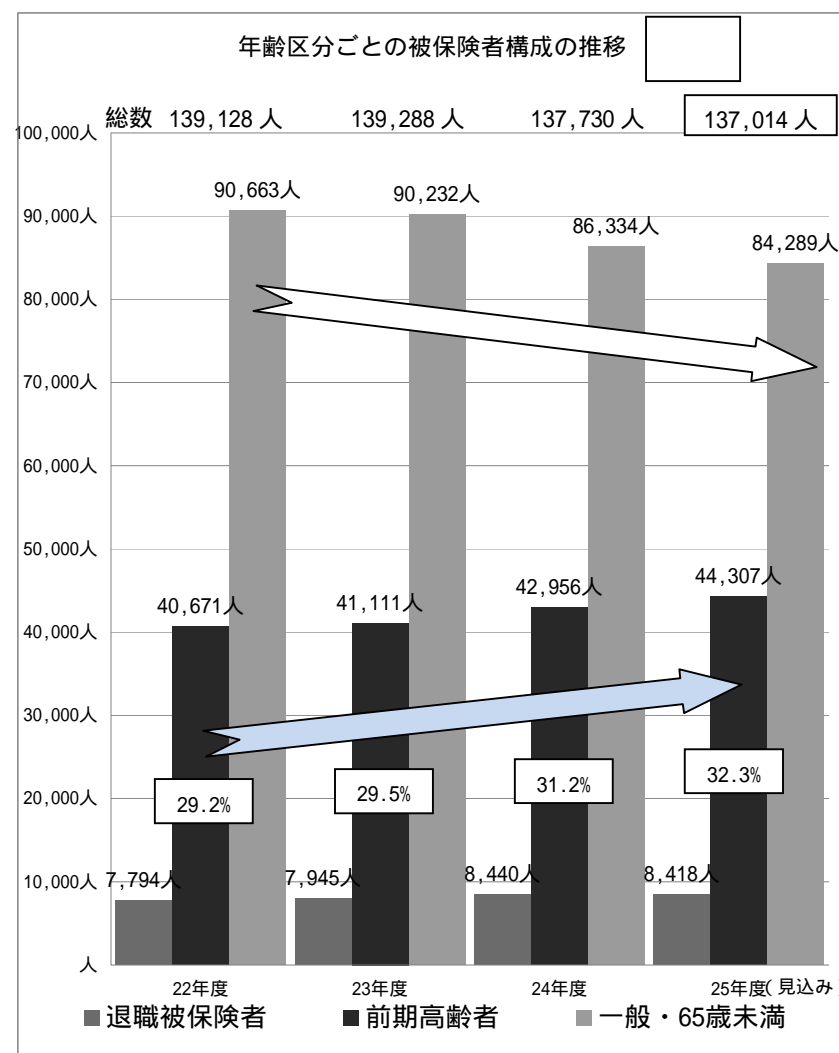
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(見込)
1人当たり医療費の増加率	3.94%	2.14%	3.27%	2.44%	3.57%	3.61%
一人当たり医療費	258,265円	263,787円	272,419円	279,059円	289,010円	299,441円
内						
一般(65歳未満)	189,476円	180,747円	185,753円	192,522円	195,752円	198,304円
前期高齢者(65歳~74歳)	389,158円	431,029円	447,335円	448,917円	462,636円	479,573円
退職被保険者(主に60~64歳)	403,354円	384,767円	367,804円	382,939円	366,238円	367,113円

診療報酬改定状況

	22年度	24年度	26年度
全体	+0.19%	+0.004%	+0.10%
本体	+1.55%	+1.38%	+0.73%
薬価	1.36%	1.38%	0.63%

3月~10月実績による推計

前期高齢者の一人当たり医療費は約479千円であり、65歳未満の被保険者と比較すると、2.4倍と大きい。被保険者総数は減少に転じているが、減少しているのは65歳未満の被保険者で、前期高齢者は年々増加しており、被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。65歳未満の被保険者の医療費は被保険者数の減少により減少しているが、一人当たり医療費が高い前期高齢者の増加により、総医療費は増加している。以上の状況から、国保全体での一人当たり医療費は、年々増加を続けている。



4 リレーションシップの構築

施策	主な取組（平成25年度）、実績 Plan Do	評価 Check	改善点、今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan
(18)情報発信	<p>国保だよりの発行 (年2回、国保被保険者全世帯に送付) 国保サポーターの活用 被保険者から公募した国保サポーター(5名)と共に国保だよりを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員主催のウォーキング活動、ストレッチ活動への参加 国保サポーターの体験談を掲載 ・特定健康診査の現場取材 国保サポーターが受診する様子を現場取材し、写真や検査項目毎の所要時間を掲載するなど具体的に伝わるように工夫 ・健康づくり講演会 	<p>・国保だより発行後に被保険者から多くの問い合わせがあり、被保険者の健康づくりのきっかけとすることができ、また、特定健康診査受診率の向上に寄与した。</p>	<p>・国保サポーターの視点からの記事は好評を得ていることから、引き続き国保サポーターを有効に活用して、健康づくりや特定健康診査受診率の向上を図る。</p>	<p>国保だよりの発行(年2回) 国保サポーターの活用により、健康づくりや特定健康診査受診率の向上を図る。</p>
	<p>市民周知 広報紙、市ホームページ、窓口動画広告等を利用して、国保事業に関する周知、情報提供を実施</p>	<p>・年間広報計画を策定し、国保事業に関する周知、情報提供を様々な媒体により計画的に行うことができた。</p>	<p>・今後とも計画的に周知、情報提供を行うとともに、<u>保険税の税率改定や国による各種制度改正について、効果的に情報提供する。</u></p>	<p>市民周知 <u>税率改定や制度改正などについての計画的な情報提供(平成26年3月～)</u></p>

5 業務改革の推進

施策	主な取組（平成25年度）、実績 Plan Do	評価 Check	改善点、今後の方向性 Act	平成26年度の主な取組 Plan
(19)業務の効率化の推進	<p><u>窓口業務の改善策の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>窓口数の柔軟対応</u> 混雑状況に応じて資格業務と給付業務の窓口数を変更 実施日数：32日(主に4月、7月) 待ち時間短縮効果：35～50% ・<u>窓口前での案内強化</u> 混雑時は案内のための職員を配置し、要件聞き取りや届出書の事前記入依頼などを実施 実施日数：18日(主に4月、7月) 受付処理時間短縮効果：5～10% <p>各実施日数は1月末現在</p>	<p>・<u>窓口業務の改善策の実施により、待ち時間の短縮や受付処理時間の短縮など、市民サービス向上や業務効率化を図ることができた。</u></p>	<p>・今後も継続的に業務改善を実施し、市民サービス向上や業務効率化を図る。</p>	<p>業務改善の実施 継続的に業務改善に取り組む。</p>

【歳出】

(単位：百万円)

項目	平成26年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
総務費	744	573	171	29.9%	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険システム開発委託料の増 約144 国税オンラインシステム改修委託料の増 (電子納付の環境整備などへの対応) 約21 	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与費 保険者事務共同電算処理費 一般事務費 賦課徴収費
保険給付費	34,833	33,265	1,568	4.7%	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者の医療給付費の増 約1,959 退職被保険者等の医療給付費の減 約363 	[医療給付費] <ul style="list-style-type: none"> 療養給付費 療養費 高額療養費 など [その他] <ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金 葬祭費 審査支払手数料 など
後期高齢者支援金等	7,564	7,172	392	5.5%	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者支援金の増に伴う増 	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度に対する支援金
介護納付金	3,201	3,122	79	2.5%	<ul style="list-style-type: none"> 介護納付金の増に伴う増 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度に対する納付金
共同事業拠出金	5,802	5,619	183	3.2%	<ul style="list-style-type: none"> 高額医療費共同事業拠出金の増 約39 保険財政共同安定化事業拠出金の増 約144 	<ul style="list-style-type: none"> 高額な医療費の発生に備えるため、県内市町が 共同で実施している再保険制度への拠出金
保健事業費	269	234	34	14.7%	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査等事業費の増 約29 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査等 人間ドック・脳ドック受診補助 医療費通知
その他	98	104	6	5.8%		<ul style="list-style-type: none"> 保険税還付金, 還付加算金 など
計	52,511	50,090	2,421	4.8%		

【歳入】

(単位：百万円)

項目	平成26年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
国民健康保険税	12,944	12,549	395	3.1%	・税率改正による現年度分収納額の増 約398 ・過年度分収納額の減 約3	【税率等】(平成26年度より改正) ・医療費分 所得割6.36% 均等割25,900円 平等割19,000円 賦課限度額510,000円 ・後期高齢者支援金分 所得割2.55% 均等割 9,800円 平等割 7,200円 賦課限度額140,000円 ・介護納付金分 所得割2.07% 均等割10,500円 平等割 6,400円 賦課限度額120,000円
国庫支出金	12,244	11,697	546	4.7%	・一般被保険者の医療給付費の増に伴う増	・療養給付費等負担金 一般被保険者医療給付費等の32% ・財政調整交付金 一般被保険者医療給付費等の9% ・高額医療費共同事業負担金 高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1
療養給付費等交付金	2,225	2,447	222	9.1%	・退職被保険者の医療給付費の減に伴う減	・退職被保険者分の医療給付費等に係る交付金
前期高齢者交付金	11,630	10,556	1,074	10.2%	・前期高齢者数の増に伴う増	・前期高齢者の財政調整制度に係る交付金
県支出金	3,154	2,914	240	8.2%	・一般被保険者の医療給付費の増に伴う増	・財政調整交付金 一般被保険者医療給付費等の9% ・高額医療費共同事業負担金 高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1
共同事業交付金	5,800	5,617	183	3.2%	・高額医療費共同事業交付金の増 約39 ・保険財政共同安定化事業交付金の増 約144	・高額医療費共同事業交付金 1件800千円を超える医療費が対象 ・保険財政共同安定化事業交付金 1件300千円を超える医療費が対象
繰入金	4,368	4,160	208	5.0%	・保険基盤安定繰入金の増 約75 ・その他一般会計繰入金(法定内)の増 約147 ・その他一般会計繰入金(法定外)の減 約14	・保険基盤安定繰入金 保険税軽減に対する県・市からの補填 ・その他一般会計繰入金(法定内) 事務費関係(職員給与費,事務費)等 ・その他一般会計繰入金(法定外) 市の福祉施策によるもの(医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等) 国の医療保険制度改革や無所得者が多いといった国保制度の構造的な問題など による財政負担に対応するための繰入 * 特定健康診査・特定保健指導費 * 失業者の保険税軽減分 * 滞納率の高い無所得者の保険税滞納相当分 等 } 928百万円 平成27年度推計 1,035百万円
その他	146	150	4	2.6%		・延滞金 ・第三者納付金
計	52,511	50,090	2,421	4.8%		